

京都市立小学校、中学校及び幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成29年10月31日

京都市教育委員会
教育長 在田正秀

京都市教育委員会規則第2号

京都市立小学校、中学校及び幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

京都市立小学校、中学校及び幼稚園の管理運営に関する規則の一部を次のように改正する。

第2条第2項から第5項までを次のように改める。

2 学校の学期は、3学期に区分する。

3 幼稚園の学期の期間は、次のとおりとする。

第1学期 4月1日から8月31日まで

第2学期 9月1日から12月31日まで

第3学期 翌年1月1日から3月31日まで

4 学校（幼稚園を除く。以下第11条、第15条の2、第17条、第18条、第19条の2及び第20条において同じ。）の学期の期間は、校長（園長を除く。以下次項、次条第3項、第10条の2、第14条、第15条の2、第17条、第18条、第19条の2及び第20条において同じ。）が定める。この場合において、校長は、当該学期が始まるまでに、京都市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に当該学期の期間を届け出なければならない。

5 第2項及び前項の規定にかかわらず、校長は、学校運営上特に必要があるときは、教育委員会と協議のうえ、学期を第2項に規定する学期以外の学期に区分し、及び当該学期の期間を定めることができる。この場合において、校長は、当該学期が始まるまでに、当該学期の区分及び期間を届け出なければならない。

第3条第5項中「（園長を含む。以下同じ。）」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日か

ら施行する。

(準備行為)

- 2 この規則による改正後の京都市立小学校、中学校及び幼稚園の管理運営に関する規則の規定により学期を区分し、及び期間を定めるために必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

(教育委員会事務局指導部学校指導課)